

「取引所株価指数証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2019年9月30日)

現 行	変 更 後
<p>【取引所株価指数証拠金取引の契約の概要】 <u>当社における取引所株価指数証拠金取引については、</u> <u>以下によります。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>☆取引の方法</p> <p>取引所においては、<u>別表</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅および配当相当額の授受は、<u>別表</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) をご覧ください。</p> <p>その他の取引の方法は、各株価指数とも共通(一部株価指数における配当相当額の取扱いを除く。<u>別表</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) ご参照。)で、次のとおりです。</p> <p>(省 略)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(省 略)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>(省 略)</p> <p>【ロスカットルール】</p> <p>(省 略)</p> <p>・お客様が複数銘柄の建玉を保有している時にロスカットが発動される場合、取引可能な銘柄から決済し、判定時に時間外などで取引不可であった銘柄については予約注文となります。予約注文は、対象銘柄の取引が開始された時に、取引所へ発注され約定します。取引可能な銘柄のロスカット決済が完了した後、取引時間外銘柄のロスカット再判定を行い、取引開始時間に、ロスカット予約注文が約定します。ただし、証拠金維持率が100%を上回っている場合は、ロスカットの予約注文を取り消すことが可能になります。</p>	<p>【取引所株価指数証拠金取引の契約の概要】 <u>(削 除)</u></p> <p>(現行通り)</p> <p>☆取引の方法</p> <p>取引所においては、<u>別紙</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅および配当相当額の授受は、<u>別紙</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) をご覧ください。</p> <p>その他の取引の方法は、各株価指数とも共通(一部株価指数における配当相当額の取扱いを除く。<u>別紙</u>((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類) ご参照。)で、次のとおりです。</p> <p>(現行通り)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(現行通り)</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>(現行通り)</p> <p>【ロスカットルール】</p> <p>(現行通り)</p> <p>・お客様が複数銘柄の建玉を保有している時にロスカットが発動される場合、取引可能な銘柄から決済し、判定時に時間外などで取引不可であった銘柄については予約注文となります。予約注文は、対象銘柄の取引が開始された時に、取引所へ発注され約定します。取引可能な銘柄のロスカット決済が完了した後、取引時間外銘柄のロスカット再判定を行い、<u>該当銘柄</u>の取引開始時間に、ロスカット予約注文が約定します。ただし、<u>再判定時</u>に証拠金維持率が100%を上回っている場合は、ロスカットの予約注文を取り消すことが可能になり</p>

現 行	変 更 後
<p>(省 略)</p> <p>(8) 証拠金不足の取扱い</p> <p>本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の<u>証拠金等の有効証拠金額が維持証拠金額(取引所基準額にて計算)</u>を下回る場合(以下「証拠金不足」という)、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p>	<p>ます。</p> <p>(現行通り)</p> <p>(8) 証拠金不足の取扱い</p> <p>本取引は取引日ごとの取引終了時におけるお客様の有効証拠金額が維持証拠金額(取引所基準額にて計算)を下回る場合(以下「証拠金不足」という)、次に定める基準にしたがって処理を行います。</p>
<p>(省 略)</p> <p>(11) 証拠金の返還</p> <p>当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、<u>取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。</u></p>	<p>(現行通り)</p> <p>(11) 証拠金の返還</p> <p>当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、<u>原則として遅滞なく返還します。</u></p>
<p>(省 略)</p> <p>☆税金の概要</p>	<p>(現行通り)</p> <p>☆税金の概要</p>
<p>(省 略)</p> <p>(2) 法人のお客様に対する課税</p> <p>各法人の事業年度に応じて損益を計算します。法人本来の事業活動における損益と取引所株価指数証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に<u>参入</u>する必要があります。事業年度末日に取引所株価指数証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越すことができます。</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(2) 法人のお客様に対する課税</p> <p>各法人の事業年度に応じて損益を計算します。法人本来の事業活動における損益と取引所株価指数証拠金取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に<u>算入</u>する必要があります。事業年度末日に取引所株価指数証拠金取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を7年間繰越すことができます。</p>
<p>(省 略)</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて</p>	<p>(現行通り)</p> <p>当社への取引の委託の手続きについて</p>
<p>(4) 建玉の保有または決済の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立し</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(4) 建玉の保有または決済の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立し</p>

現 行	変 更 後
<p>た場合には、転売または買戻しとして当該取引数量分を既存建玉から順番に減じる方法(先入先出法) または<u>既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより特定の建玉を減じる方法(指定決済法)</u> のどちらかを選択します。</p>	<p>た場合には、転売または買戻しとして当該取引数量分を既存建玉から順番に減じる方法(先入先出法) または<u>特定の既存の建玉を指定して建玉を減じる方法(指定決済法)</u> のどちらかを選択します。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行通り)</p>
<p>【別紙】</p>	<p>【別紙】</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行通り)</p>
<p>☆委託手数料</p>	<p>☆委託手数料</p>
<p>(1) 委託手数料の額および徴収方法</p>	<p>(1) 委託手数料の額および徴収方法</p>
<p>委託手数料は、通常 1 枚あたり最大で片道 216 円 (税込) で、取引時間終了後に証拠金から差引かれます。(ただし建玉整理による決済手数料は無料です。)</p>	<p>委託手数料は、通常 1 枚あたり最大で片道 216 円 (税込) で、取引時間終了後に証拠金から差引かれます。(ただし建玉整理による決済手数料は無料です。)</p>
<p>(以下省略)</p>	<p>※2019 年 10 月 1 日の取引開始以降の委託手数料は、<u>通常 1 枚あたり最大で片道 220 円 (税込) となります。</u></p>
<p>(以下省略)</p>	<p>(以下現行どおり)</p>
<p>2019 年 9 月 9 日</p>	<p>2019 年 9 月 30 日</p>